

○財務省告示第三百九十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
 平成二十五年十一月六日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百一 一回、第二百二十二回、第二百二十 四回、第二百二十五回、第二百二十 六回、第二百二十八回、第二百三十 九回、第三百三十一回、第三百三十 二回、第三百三十四回、第三百三十 七回及び第四百四十二回）及び利 付国庫債券（三十年）（第七回、第 九回、第十回、第十四回、第十 五回、第十九回、第十七回、第十八回、第 二十回、第二十二回、第二十三回、第 二十四回、第二十八回、第三十二 回、第三十三回、第三十四回、第 三十七回及び第三十八回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す			

十 三	十 二	五	六	七	八	九	十	十
の	経	募	発	払	最	振	発	発
払	過	入	行	込	低	替	行	行
込	利	決	額	金	額	単	価	行
み	子	定	額	額	面	位	格	日
	率	の			金			

る。利回り。競争に付して行われる入  
 じ。を競争に付して行われる入  
 札。に。よる。の。利。回。り。格。差。の。小  
 各。申。込。み。の。か。ら。そ。の。応。募。額。を。順。次  
 さ。い。も。の。か。ら。そ。の。利。回。り。格。差。の。小  
 割。り。当。て。る。の。か。ら。そ。の。利。回。り。格。差。の。小  
 額。内。金。額。で。二。千。九。百。九。十。四。億。円  
 三。千。四。百。三。億。九。千。六。百。七。十。六。万  
 五。千。円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最も額の金  
 額の整数倍の金額によるものと  
 する。二十五年度の十一月六日  
 平成二十五年十一月六日  
 発行対象国債ごと、に、面金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)  
 は、募入決定額に追加した額の払込  
 式。に。よ。り。算。出。し。た。金。額。を。払。込。  
 期。日。に。お。け。る。各。行。の。債。権。の。額。を。算。出。す。  
 各。行。の。債。権。の。額。を。算。出。す。に。あ。つ。て、  
 総。額。100 × 各。行。の。債。権。の。額。を。算。出。す。に。あ。つ。て、  
 支。規。定。の。利。子。支。払。期。日。は、  
 日。に。あ。つ。て、



名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第二回） （二十年） （十一年） （国庫債券）	一・七%	平成九年四月二十三日	七十億円
（利付） （第二回） （二十年） （十九） （国庫債券）	一・八%	平成六年四月二十三日	五十億円
（利付） （第二回） （二十年） （十八） （国庫債券）	一・九%	平成六年四月二十三日	五十億円
（利付） （第二回） （二十年） （十六） （国庫債券）	二・〇%	平成三年四月二十三日	十二億円
（利付） （第二回） （二十年） （十五） （国庫債券）	二・二%	平成三年四月二十三日	円百九十六億
（利付） （第二回） （二十年） （十四） （国庫債券）	二・〇%	平成十年四月二十二日	六十四億円
（利付） （第二回） （二十年） （十二） （国庫債券）	一・八%	平成九年四月二十二日	三十億円
（利付） （第二回） （二十年） （十一） （国庫債券）	二・二%	平成六年四月二十一日	百六億円

（別表）

十八	元利金支	日本銀行
十九	払場所	財務大臣から通知を受けた者
十九	入札参加	
二十	払込期日	平成二十五年十一月六日

（第三付十年国庫回） （利） （第十九年庫） （債） （券）	（第三付十年国庫回） （利） （第十八年庫） （債） （券）	（第三付十年国庫回） （利） （第十七年庫） （債） （券）	（第三付十年国庫回） （利） （第十五年庫） （債） （券）	（第三付十年国庫回） （利） （第十四年庫） （債） （券）	（第三付十年国庫回） （利） （第十年庫） （債） （券）	（第三付十年国庫回） （利） （第九年庫） （債） （券）	（第三付十年国庫回） （利） （第七年庫） （債） （券）	（第二回） （利） （第一百四年庫） （債） （十二） （券）	（第二回） （利） （第一百三年庫） （債） （十七） （券）	（第二回） （利） （第一百三年庫） （債） （十四） （券）	（第二回） （利） （第一百三年庫） （債） （十二） （券）
二・三%	二・三%	二・四%	二・五%	二・四%	一・一%	一・四%	二・三%	一・八%	一・七%	一・八%	一・七%
日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	十年平 日十成 二月十六	日年平 六成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十成 二月十四	日年平 五成 月四 二十四	十年平 日十成 二月十四	日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	十年平 日十成 二月十三
二十五億 円	二十六億 円	円百二十九億	四十億 円	十八億 円	三十八億 円	三十九億 円	三億 円	百五十億 円	三億 円	十二億 円	四十五億 円

（利付第三十年国庫八回）	（利付第三十年国庫七回）	（利付第三十年国庫四回）	（利付第三十年国庫三回）	（利付第三十年国庫二回）	（利付第三十年国庫八回）	（利付第三十年国庫七回）	（利付第三十年国庫五回）	（利付第三十年国庫四回）	（利付第三十年国庫三回）	（利付第三十年国庫二回）	（利付第三十年国庫一回）	（利付第三十年国庫一回）
一・八%	一・九%	二・二%	二・〇%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%
日年平三成五月二十五	日年平九成五月二十四	日年平三成五月二十三	日年平九成五月二十二	日年平三成五月二十二	三平月成二五月十年	日年平九成四月二十九	十年平日十成二月二十八	日年平九成四月二十八	日年平六成四月二十八	日年平三成四月二十八	十年平日十成二月二十七	日年平九成四月二十七
三十億円	七十億円	円百六十七億	八十億円	百億円	億二百四十五	五十億円	五億円	億七百三十八	九十六億円	百十億円	九十六億円	百一億円